三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項

１　目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の便宣を図るとともに、本市の魅力あふれる観光・文化・産業等を広く紹介し、併せてその振興に資するため、三重とこわか国体の開催時における売店の設置および運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　設置場所

売店の設置場所は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

３　設置期間および開設時間

売店の設置期間は、競技会の開催期間中とし、開設時間は、原則として競技開始時間の１時間前から競技終了時刻の３０分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

４　出店数および位置・規模

売店の出店数は、実行委員会が決定し、出店規模は、１店舗あたり約２０ｍ２（２間×３間テント相当）とする。ただし、実行委員会は、出店状況に応じて、これを調整できるものとする。

５　出店品目

売店の業種は、大会参加者の便宣を図るもの、亀山市の特産等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に揚げるものとする。

（１）国体記念グッズ

（２）スポーツ用品

（３）郷土物産品および土産品

（４）飲食物

（５）宅配便

（６）その他実行委員会が必要と認めたもの

６　出店者条件

売店の出店者は、次のいずれも満たす者とする。

（１）競技会開催中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

（２）法令等により、許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

（３）申請書提出日から起算して過去１年間に法令等に違反したことによる処分を受けていないこと。

（４）飲食物販売の出店者については、申請書提出から起算して３年間に食中毒発生時等による行政処分を受けていないこと。

（５）申請書提出日において、納税義務が履行されていること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第２条第２号に規定する暴力団もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（７）従業員として、暴力団員および暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

７　経費の負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。ただし、実行委員会が準備する出店に伴う設備等に係る経費は除くものとする。

８　運営設備等

（１）実行委員会は、出店に伴う設備等のうち、テント（１張）、長机（６台以内）、椅子（４脚以内）を準備する。

（２）出店者は出店に伴う設備のうち、実行委員会が準備する物以外の備品および設備等を準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあっては、区画内に消火器を設置しなければならない。

９　出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに「売店出店申請書（様式第１号）」、「売店出店概要書（様式第２号）」、「売店従事者名簿および搬入車両予定表（様式第３号）」、「誓約書兼承諾書（様式第４号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

１０出店者の選定

実行委員会は、９に規定する申請があったときは、この要項に基づき審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請したものが、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによりがたいときは抽選による選定とする。

（１）亀山市内に事業所または店舗等を有する者

（２）売店等の取り扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体、社会福祉施設等

（３）その他、実行委員会が適当と認めた者

１１出店料

（１）出店者として選定を受けた者は、別に定めた出店料を実行委員会に納付しなければならない。なお、出店料の納付に係る経費は出店者として選定を受けた者が負担するものとする。

（２）実行委員会は、出店者として選定を受けた者が、次のいずれかに該当する者として認めるときは、出店料を免除することができる。

ア　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）に規定する障害者就労施設等

イ　公共的目的を持って出店する国または地方公共団体

ウ　その他、実行委員会が認めた者

（３）出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第７号）を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。

（４）既に実行委員会に納付した出店料の還付はしないものとする。ただし、特別な理由があると認められるときは、出店料の全部または一部を還付することができるものとする。

１２出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として認めた者に対して、売店許可決定通知書（様式第５号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第６号）を交付する。

１３保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者の場合で、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、管轄保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

１４管理運営

（１）売店における販売品および売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は、一切責任を負わない。

（２）出店者は、売店責任者を定め、常駐させ、実行委員会に報告しなければならない。売店責任者に変更があったときも同様とする。

（３）売店責任者は、実行委員会が競技会場に置く係員（以下「係員」という。）の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

（４）食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の指導に努めなければならない。

１５禁止事項

出店者およびその従業員は、次に揚げる行為をしてはならない

（１）出店者の権利を第三者に譲渡、転貸または管理運営を委託すること。

（２）商品を不当に高額な価格で販売すること。

（３）指定された場所以外での立ち売りおよび呼び込み販売をすること。

（４）指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。

（５）アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品として認めたアルコール飲料は除く。

（６）実行委員会が、土産品と認めたアルコール飲料の試飲を行うこと。

（７）許可された品目以外の物の販売を行うこと。

（８）拡声器および音響器具類を使用すること。

（９）火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。

（１０）その他、各競技会の運営に支障があるような行為をすること。

１６遵守事項

出店者およびその従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。

（２）売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

（３）販売品の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が交付する通行許可証を指定された位置に掲示すること。

（４）販売品等の搬入、陳列および搬出は各競技会の運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了させること。

（５）服装は、清潔かつ従事者であることが確認できるものを使用すること。

（６）接客に当たっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。

（７）販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。

（８）売店の装飾は、販売品を表示するものを主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

（９）天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために、撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。

（１０）実行委員会が主催する出店者説明会には、必ず出席すること。

（１１）従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

（１２）その他、関係法令を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

１７事故等の処理

売店において事故等が発生した場合は、売店責任者は初期対応にあたるとともに、直ちに係員に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに係員に連絡するとともに、その指示に従うものとする。

１８損害賠償

出店者およびその従事者が会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときには、その損害賠償の責任を負うものとする。

１９許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して、損害賠償および既に実行委員会に納付した出店料の返還を請求することができないものとする。

（１）関係法令およびこの要項に違反したとき。

（２）売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

（３）保健所からの指示があったとき。

（４）その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

２０原状回復

出店者は、出店を許可された各競技会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、係員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとする。

２１補填および補修

（１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することができないものとする。

（２）出店者は、天候不良（自然災害を含む）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を、実行委員会に請求することができないものとする。

２２その他

（１）この要項に定めるもののほか、売店の募集、設置および運営の実施に関して必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営については、各競技会の規模に応じて、この要項に準じ実施するよう努めるものとする。